

容器等製造業者登録基準 KHKS0102（2010）の定期見直しについて

1. 基準の趣旨

高圧ガス保安法は、容器・附属品の製造者に対し、容器等を第三者に引き渡す場合容器検査等を受けなければならないことを規定している。一方、ある一定の製造設備、検査設備、品質管理の方法等を有している事業者に対し、経済産業大臣の登録を受けることにより、容器等の検査を自ら実施し製造した容器を第三者に引き渡すことが可能となる制度を有している。（登録容器等製造事業者）

KHKS 0102は、容器等を製造する事業者が経済産業大臣の登録を受けるにあたって適用される技術的要件のうち、製造設備、検査設備の基準、品質管理の方法等を定めたものであり、1998年3月より例示基準として運用されている。

本基準は、前回見直し（2015年9月）から5年を経過しようとしているため、定期的な見直しを行うものである。

2. 基準の制定・改正の経緯等

本基準は、容器等製造業者登録基準 KHKS1101として1998年3月に制定、その後、2000年7月、2005年3月及び2010年7月に改正され、前回見直し（2015年）では「確認」とされた。

3. 見直しの方針（案）

現在、本基準に基づき容器等製造事業者の登録を受けている者はいない。また、本基準への改正要望もないことから今回の見直しについては、「確認」としたい。